

色付きのセルは、プルダウンによる入力とする欄

ポリ塩化ビフェニル含有製品等の使用状況等届出書（使用事業者用）

年 月 日

殿

届出者  
住所

氏名（法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第●条第●項（法第●条及び第●条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、  
年 月 月末時点のポリ塩化ビフェニル含有製品等の使用状況等を届け出ます。

1. 使用事業者等について\*

使用事業所の名称	使用事業所の住所
管理者の所属	管理者の氏名
管理者の電話番号	管理者のメールアドレス @

2. ポリ塩化ビフェニル含有製品等について

①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器

\*は記入必須項目です。

管理番号*	機器・名称*	製造者名	型式	製造年月等		使用終了予定年月*		表記油量 [リットル]	定格容量		外形寸法[メートル]			測定実施*	測定年月		PCB		濃度区分*	分析事業者名	絶縁油の交換・注ぎ足し	届出する機器類の状況* (写真添付等)	参考事項		
				製造年月	年 月	年 月	年 月		値	単位	縦	×	横		×	奥行	値	単位						PCB濃度	
																								mg/k	g
				製造	年月	年 月	年 月				×	×		年 月		mg/k	g								
					年月	年 月	年 月				×	×		年 月		mg/k	g								
					年月	年 月	年 月				×	×		年 月		mg/k	g								
					年月	年 月	年 月				×	×		年 月		mg/k	g								
					年月	年 月	年 月				×	×		年 月		mg/k	g								





## 備考

(この様式について)

1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル含有製品等の使用に係る事業所ごとに作成し、当該製品が覚知された都度（提出後に新たに覚知された場合を含む）当該月の末日時点の状況として、翌月の末日までに都道府県知事又は廃棄物処理法で定めるところの政令市市長に提出すること。
2. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル含有製品等を使用する者、所有する者、ないしは、占有する者が作成し、提出すること。
3. 届出者や使用事業者等に関する情報に変更があった場合は、速やかに都道府県知事又は廃棄物処理法で定めるところの政令市市長に連絡すること。
4. 第1面の右上の年・月・日の欄には、この届出書を提出する日付を入力すること。
5. 第1面の右上の「届出者」の各欄には、この届出書を作成・提出する者（代表者）について入力すること。

(1. 使用事業者等について)

- 1-1. 「使用事業所の名称」の欄には、届出対象物を所有する者ないしは占有する者について記入すること。
- 1-2. 「使用事業所の住所」の欄には、届出対象物を所有ないしは占有する場所（使用場所）について記入すること。
- 1-3. 「管理者の所属」、「管理者の氏名」、「管理者の電話番号」及び「管理者のメールアドレス」の欄には、届出対象物の管理者（管理責任者）について記入すること。

「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」関連

- ①-1. 「管理番号」の欄には、1つの行に対し「届け出る年度の西暦年数（4ケタ）－整理番号（4ケタ）」の形式で、全角数字で記入すること（令和9年度に届け出る場合の例：2027-0001、2027-0002など）。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。また、原則として届け出るポリ塩化ビフェニル含有製品等1台に1つの行を使用し、1つの行ごとに管理番号を付し記入すること。
- ①-2. 「機器・名称」の欄には、届出対象物について該当するものを、プルダウンメニューから選択し記入すること。「42. その他（具体内容を参考事項に記載）」とした場合は、具体的な内容を『参考事項』欄に「機器・名称=〇〇〇」の形式で記入すること。
- ①-3. 「製造者名」の欄には、届出対象物について該当するものを、プルダウンメニューから選択し記入すること。「36. 海外製（具体内容を参考事項に記載）」又は「37. その他（具体内容を参考事項に記載）」とした場合は、具体的な内容を『参考事項』欄に「製造者名=〇〇〇」の形式で記入すること。また、「38. 不明（理由を参考事項に記載）」とした場合は、具体的な理由（銘板がないため、銘板があるも判読不可のため、など）を『参考事項』欄に「製造者名=〇〇〇のため」の形式で記入すること。
- ①-4. 「型式」の欄には、届出対象物の銘板、説明書、仕様書等を確認し記入すること。
- ①-5. 「製造年月」の欄には、届出対象物の銘板、説明書、仕様書等を確認し、プルダウンメニューから選択し記入すること。
- ①-6. 「使用終了予定年月」の欄には、届出対象物の使用を終了する予定年月をプルダウンメニューから選択し記入すること。具体的な年月を予定していない場合は、現時点での見通しなどの記入で構わない（届出後に変更可能）。
- ①-7. 「表記油量」の欄には、届出対象物の銘板、説明書、仕様書等を確認し記入すること。
- ①-8. 「定格容量」の欄には、届出対象物の銘板、説明書、仕様書等を確認し記入すること。単位は、プルダウンメニューから選択し記入すること。
- ①-9. 「外形寸法」の欄には、届出対象物の銘板、説明書、仕様書等を確認し記入すること。正確な値が分からない場合は、定期点検などのタイミングに、専門知識を有する者の立ち合いの下、安全に確認が可能な場合に大まかな値の記入で構わない。なお、台帳等により管理されている場合は記入不要。
- ①-10. 「測定実施」の欄には、届出対象物に対するPCB濃度の測定の実施状況について該当するものを、プルダウンメニューから選択し記入すること。
- ①-11. 「測定年月」の欄には、届出対象物に対するPCB濃度の測定の実施年月日（測定結果が判明し発行された計量証明書等に記載された年月日）を記入すること。
- ①-12. 「PCB濃度」の欄には、届出対象物に対するPCB濃度の測定の結果判明したPCB濃度を記入すること。単位は、プルダウンメニューから選択し記入すること。
- ①-13. 「濃度区分」の欄には、届出対象物のPCB濃度について該当するものを、プルダウンメニューから選択（「1. 低濃度」又は「3. 高濃度」）し記入すること。PCB濃度を測定しておらず判明していない場合で、届出対象物の製造者名、製造年月、型式などから「高濃度」であることが否定できる場合は「2. 低濃度（みなし）」を選択し記入すること。また、「高濃度」としみなして届け出る場合は「4. 高濃度（みなし）」を選択し記入すること。
- ①-14. 「分析事業者名」の欄には、届出対象物に対するPCB濃度の測定を実施した事業者について該当するものを、プルダウンメニューから選択し記入すること。「233. その他（具体内容を参考事項に記載）」とした場合は、具体的な内容を『参考事項』欄に「分析事業者名=〇〇〇」の形式で記入すること。
- ①-15. 「絶縁油の交換・注ぎ足し」の欄には、届出対象物の変圧器（トランス）等の絶縁油の交換や注ぎ足しなどが行えるもの（記入が必要な具体的な機器は記入要領を参照のこと）である場合、過去のメンテナンス情報等を確認し、その実施有無について該当するものをプルダウンメニューから選択し記入すること。また、「1. 有り」とした場合は、その実施時期を『参考事項』欄に「絶縁油交換・注ぎ足し時期=〇〇年〇月・□□年□月」の形式で記入すること。
- ①-16. 「届出する機器類の状況」の欄には、届出対象物の管理・現状確認方法について、設備管理台帳等による場合は「2. 設備管理台帳」を、それ以外の場合は「1. 写真の添付」を選択し記入すること。「1. 写真の添付」とした場合は、届出対象物の外観、使用状況、設置場所などを撮影した写真を添付すること。「2. 設備管理台帳」とした場合は、その写しの添付は不要。
- ①-17. 「参考事項」の欄には、届出に必要な情報を入力すること。

「②使用中の電路に接続している制御盤等の組立電気機器」関連

- ②-1. 「管理番号」の欄は、①-1. を参照のこと。
- ②-2. 「機器・名称」の欄は、①-2. を参照のこと。
- ②-3. 「製品内コンデンサー等数量（推計）」の欄には、届出対象物に組み込まれているコンデンサー等の数量を、銘板、部品表、説明書、仕様書、設備管理台帳等を確認し記入すること。正確な値が分からない場合は、定期点検などのタイミングに、専門知識を有する者の立ち合いの下、安全に確認が可能な場合に届出対象物の維持管理用扉を開け、目視にて確認できる範囲の値の記入で構わない。なお、定期点検などの実施時期が届出に間に合わない場合は、いったん「不明」などとの記入で構わない（届出後に変更可能）。
- ②-4. 「設置年月」の欄には、銘板、回路図面、部品表、仕様書、設備管理台帳等を確認しプルダウンメニューから選択し記入すること。
- ②-5. 「使用終了予定年月」の欄は、①-6. を参照のこと。
- ②-6. 「測定実施」の欄は、①-10. を参照のこと。
- ②-7. 「測定年月」の欄は、①-11. を参照のこと。
- ②-8. 「PCB濃度」の欄は、①-12. を参照のこと。
- ②-9. 「濃度区分」の欄は、①-13. を参照のこと。
- ②-10. 「分析事業者名」の欄は、①-14. を参照のこと。
- ②-11. 「届出する機器類の状況」の欄は、①-16. を参照のこと。
- ②-12. 「参考事項」の欄には、届出に必要な情報を入力すること。

「③使用中の電路に接続しない単独電気機器（溶接機等）」関連

- ③-1. 「管理番号」の欄は、①-1. を参照のこと。
- ③-2. 「機器・名称」の欄は、①-2. を参照のこと。
- ③-3. 「製造者名」の欄は、銘板、説明書、仕様書等を確認し記入すること。
- ③-4. 「製品内コンデンサー等数量（推計）」の欄は、②-3. を参照のこと。
- ③-5. 「購入年月」の欄には、銘板、説明書、設備管理台帳等を確認し記入すること。
- ③-6. 「使用終了予定年月」の欄は、①-6. を参照のこと。
- ③-7. 「測定実施」の欄は、①-10. を参照のこと。
- ③-8. 「測定年月」の欄は、①-11. を参照のこと。
- ③-9. 「PCB濃度」の欄は、①-12. を参照のこと。
- ③-10. 「濃度区分」の欄は、①-13. を参照のこと。
- ③-11. 「分析事業者名」の欄は、①-14. を参照のこと。
- ③-12. 「届出する機器類の状況」の欄は、①-16. を参照のこと。
- ③-13. 「参考事項」の欄には、届出に必要な情報を入力すること。